別紙１

校内指導体制及び関係機関

１　「いじめは絶対に許さない」「いじめを根絶する」という強い意志のもとで、学校全体で組織的な取り組みを行う。（人権教育・道徳教育・体験教育・特別活動等）
２　いじめ問題への組織的な取り組みを推進していくため、いじめ問題への対応に特化した機動的な「いじめ対応チーム」を設置する。
３　「いじめ対応チーム」を中心として、特定の教員がいじめ問題を抱え込むことのないように、教職員全体で共通理解を図り、報告・連絡・相談を確実に行い、学校全体で総合的ないじめ対策を行う。
４　児童の状況や地域の実態に応じた取り組みを展開するために、アンケート等を活用した検証・評価を定期的に行う。

＜いじめ対応チームの構成員＞

いじめ防止対策委員会を中核として、緊急時には該当学年担任や生徒指導委員会、保護司、民生委員を加え構成する。

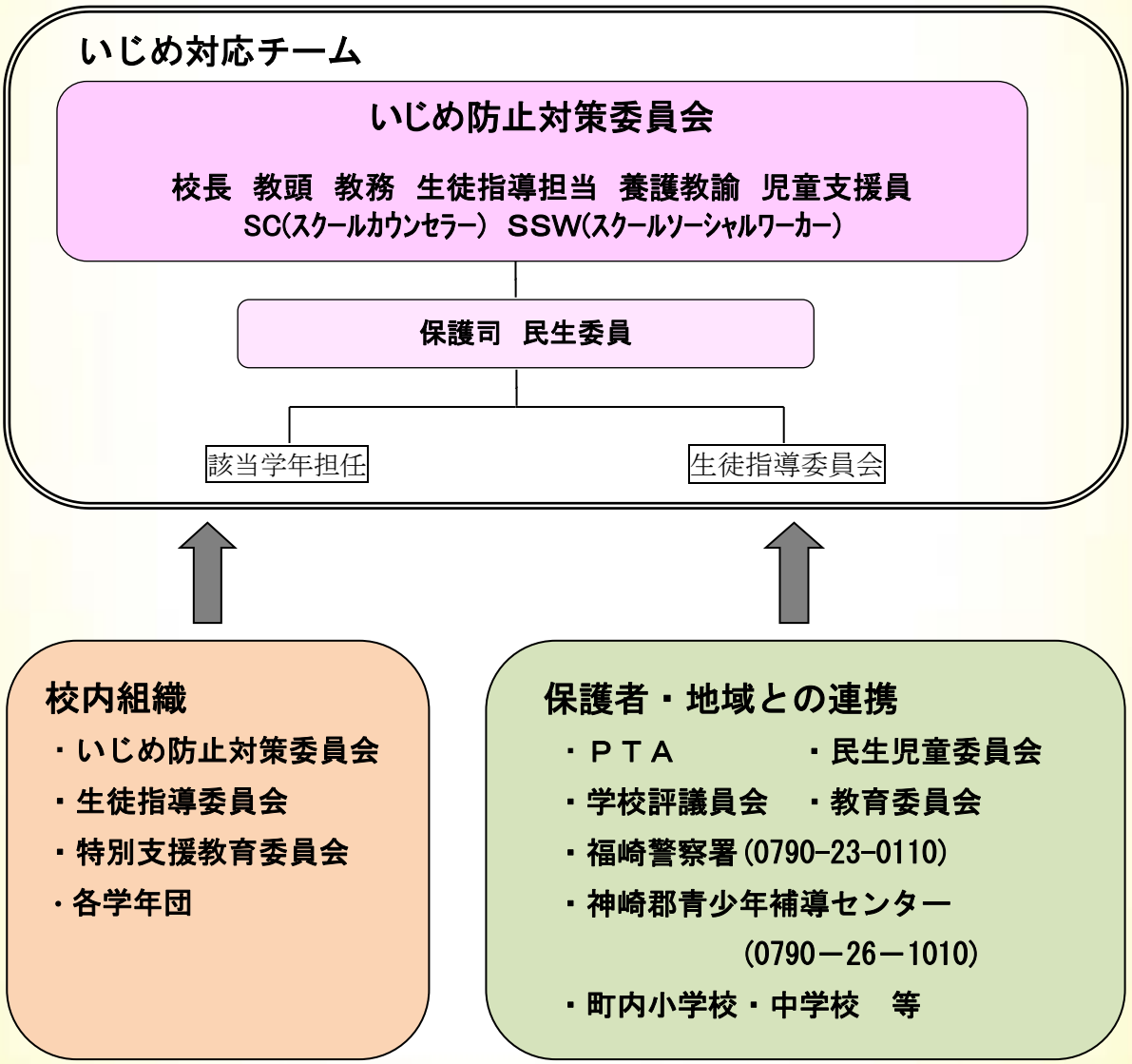

※ いじめ問題が発生したときには即座に「いじめ対応チーム」を招集する。
※ ネットを利用したいじめへの対応